第1回 門真市子ども・子育て会議 議事録

日 時:平成25年9月2日(月) 午後2時~午後4時45分

場 所:門真市役所 別館3階 第3会議室

出席者:合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、乾 明雄、北川 絵美子、

嶋岡 由紀、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、内藤 弘子、

清水 光子、森 房子、梶井 常和

事務局:健康福祉部 下治部長、中道次長、福田総括参事、

福祉政策課 森田課長、北井参事兼課長補佐、湯川課長補佐、加古係員、難波係員、

子ども課 水野課長

学校教育部 満永総括参事

学校教育課 寺西課長

案 件:1. 市長あいさつ

- 2. 委員長及び副委員長の選任について
- 3. 諮問
- 4. 議題
- (1)会議の公開について
- (2) 子ども・子育て関連3法について
- (3)会議の審議事項及びスケジュールについて
- (4) 門真市の子育て支援の取組について
- (5) 市民ニーズ調査票について
- (6) その他

事務局:それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は何かとご多忙の中、またお足元の大変悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は委員19名中15名、過半数の出席をいただいていますので、門真市附属機関に関する条例第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、守口門真商工会議所の巽事務局長様、門真市自治連合会の山根副会長様、大阪府中央子ども家庭センターの渡邊企画情報室長様については、本日の日程の調整がつかずご欠席でございます。

また、門真市民間保育園協議会の東口理事長様におかれましては、少し遅れる連絡をいただいています。

また、後日議事録を作成させていただくために会議の模様を録音させていただきたいと思いま すので、よろしくお願いします。

事務局:続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

<配布資料確認>

委嘱状については時間の関係上、お手元に配布させていただいています。ご確認ください。 資料につきましては以上です。もし不足があれば、挙手の上お申し出いただけますか。 続きまして、開会に先立ち市長よりごあいさつを申し上げます。 市 長:それでは、第1回門真市子ども・子育て会議の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

平素は市政の各般にわたり、温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。また、このたびは当会議の委員のご就任をお願いしたところ、公私何かとご多忙の折、快くお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げる次第です。委員の皆様におかれましては、すでにご承知のとおり、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より、新たな子ども・子育て支援制度が開始される見込みとなっております。本市においても、これまで門真市次世代育成支援行動計画を前期、後期に分けて策定し、足掛け10年にわたり子育て支援施策の展開を図ってまいりました。しかしその間、更なる少子化の進展や児童虐待事件の増加など、さまざまな問題が発生するなど子ども達を取り巻く環境は、日々めまぐるしく変化しており早急な対応が求められているところです。

このような状況の中、現在本市では市民の皆様の暮らしを豊かにするための尺度としての「幸福度」を高め、本市を自律発展都市に導くため、さまざまな分野における取組を進めているところです。とりわけ、「女性」と今後の未来を担う「子ども」を重要なキーワードと位置づけており、その二つのキーワードに係る重要な施策として、仮称ではございますが、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと女性にかかる施策の一層の推進を図りたいと考えています。

その計画策定にあたり、関係当事者の皆様にこのような場において、本市の子ども達や本市に ふさわしい子育て支援についてご議論いただくことは大変意義深いことだと感じています。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、子ども達にとっての最善の利益が実現されますよう福祉、教育、医療等、それぞれの立場から貴重なご意見を賜りたく考えておりますので、ぜひとも忌憚ないご議論が展開されることをご期待し、簡単でございますが私からのごあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局: それでは、各委員の方々を参考資料2の委員名簿の順番に紹介させていただきます。

<委員紹介>

以上19名の委員です。

事務局:合わせて事務局についても紹介させていただきます。

<事務局紹介>

皆様よろしくお願いいたします。

事務局: それでは、お手元の会議次第によりまして会議を進めさせていただきます。

次第2の委員長及び副委員長の選任についてです。

委員長及び副委員長は条例第4条第1項により規定されておりますとおり委員の互選により 各1名を定めることになっておりますが、選出方法についてはどのようにさせていただきましょうか。

委員:事務局に一任したいと思います。

事務局:事務局に一任と提案いただきましたが、よろしいですか。

それでは、僭越ですが委員長及び副委員長の指名について提案がありますので申し上げさせていただきます。この度の新制度については、保育制度及び幼児教育の部分について色濃く反映されてまいりますので、両分野の学識経験者としてお越しいただいております両教授にお願いしたいと思います。委員長には、四條畷学園短期大学教授の合田委員を、副委員長には、大阪

人間科学大学教授の須河内委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがですか。

<委員拍手>

事務局: ありがとうございます。それでは、委員長に合田委員、副委員長に須河内委員で決定させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長、副委員長それぞれお席へ移動いただきますようよろしくお願いします。 合田委員長、須河内副委員長、恐縮ですが、順にごあいさつをひと言ずつお願いしたいと思い ます。

委員長: ただいまご紹介をいただきました、四條畷学園短期大学の保育学科の合田と申します。ご指名 をいただき、僭越ですが委員長職を務めさせていただきます。

皆様方ご存知のとおり、国におきまして市長もお話のとおり、昨年子ども・子育て関連3法案が制定されまして、今回門真市におきましても仮称ではありますが、門真市子ども・子育て支援事業計画が策定されるにあたり、本会議が設置されているわけであります。

今、子ども達を取り巻く環境は大きく変化し、いろいろな問題が山積しています。このような中、これだけの委員の皆様が一同に会し、子どもについての議論を深めるということは、大変 意義深いことと考えますとともに、責任の重さを痛感しているところです。

後ほど事務局より説明があると思いますが、今回、子どもや子育ての支援制度が大きく変わる 転換期のため、保護者の方や子どもの事業に関わる方々をはじめとした市民の方々からも、大 きな関心を寄せられているところです。今後は、委員の皆様方のご協力をもとに円滑に会議を 進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げ、あいさつと させていただきます。

副委員長:ただいま、副委員長の大役を拝命いたしました大阪人間科学大学の須河内でございます。 私は、発達心理学が専門ですので、本来この場に主人公である子どもがいなければいけないと 思いますが、その子ども達の代弁者となりますよう、また門真市のますますの発展のために微 力ですが尽力する所存ですので、どうぞよろしくお願いしたします。

事務局: ありがとうございました。それでは、次第3の諮問に入らせていただきます。 市長より合田委員長に諮問させていただきます。よろしくお願いします。

市 長:門真市子ども・子育て会議委員長様

(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て支援法第61条に基づく 門真市子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、貴会議の意見を求めます。どうぞよろしく お願いいたします。

事務局:ありがとうございました。なお、市長につきましては、誠に恐縮でございますが公務のためここで退席させていただきます。

市 長:皆様、よろしくお願いしたします。

事務局: それではこれ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく お願いいたします。

委員長: それでは、これ以降の議事進行を進めさせていただきます。会議に入る前に始めて顔を合わせ る委員の方もいらっしゃいますので、各委員の方々から簡単に一言ずつ自己紹介をしていただ きたいと思います。

<委員自己紹介>

委員長:皆様ありがとうございました。それぞれのひと言に強い決意と思いを感じとることができました。内容を充実した会議にしていきたいと思います。

会議次第に従い進行していきたいと思いますが、学校より緊急連絡が入りまして、申し訳ありませんが、個人として中断させていただきます。その間、副委員長の須河内委員にバトンタッチさせていただくことをご了承下さい。

副委員長:司会進行を変わりまして、須河内が行いますので、よろしくお願いいたします。 次第に従い会議を進めさせていただきます。

副委員長:議題(1)会議の公開についてですが、事務局より説明をお願いします。

事務局:議題(1)の会議の公開について説明させていただきます。

門真市では「審議会等の会議の公開に関する指針」により公開、非公開を委員会の長が会議に 諮り決定することとなっております。本会議につきましては、原則の考え方のとおり公開を考 えており、公開とした場合の規定等の案を資料として事前に配布させていただいております。 具体的な公開方法の案につきましては、市民の方に会議の日程を市の広報紙、ホームページな どでお伝えし、当日お越しの方に傍聴していただくものでございます。会議の審議状況を市民 に明らかにすることにより過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考 えています。会議の開始から現時点までは非公開としていますが、この場において、これ以降 の会議の公開についてご審議いただきますようお願いします。

副委員長: ただいま、事務局より会議の公開についてご提案がありましたが、これについて何かご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、会議については公開とし、市民の方々に傍聴していただくことにさせていただきます。これについて、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局: ただいま承認していただいた会議の公開について、公開に関する規定についてお諮りしたいと 思いますので、説明いたします。

参考資料 4 門真市子ども・子育て会議公開要領 (案)、門真市子ども・子育て会議傍聴要領 (案) をご覧ください。

会議の公開方法についてですが、公開要領(案)に記載してありますとおり、定員 10 名として当日先着順に受け付けさせていただいた上で会場内に設置しています傍聴席で傍聴していただくこととさせていただきます。会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要性が生じた際には、傍聴者には委員長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっていますので、よろしくお願いいたします。さらに、配布しています、もう一部の会議傍聴要領(案)については、傍聴の際の注意点等として傍聴者に配布させていただきます。この場では、以上2つの規定についてお諮りいたします。

本日の会議については、あらかじめ会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして 事前に広報紙、ホームページ、及び市情報コーナーで傍聴者の募集を行いました。本日もすで に5名の傍聴希望者がいますので、このあと入室させていただきますことをお伝えします。

副委員長: ただいまの説明について、なにかご質問等はございますか。

吉兼委員:問題ないと思います。

副委員長:ありがとうございます。それでは、入場していただくことになります。

<傍聴者入場>

副委員長:次第に従い続けさせていただきます。議題(2)に移ります。

議題(2)「子ども・子育て関連3法について」を議題といたします。まずは事務局より説明 をお願いいたします。

事務局:それでは、議題(2)につきまして、事務局より説明いたします。

子ども・子育て関連 3 法につきましては、昨年 8 月に制定されたところですが、3 法成立に至るこれまでにつきましても、国において少子化対策に取り組まれてきた経過がございますので、まずその点について簡単にご説明させていただきます。お手元の資料 1 「少子化対策の取組」を 1 枚めくっていただいて、ページの左下が 26 となっているページをご覧ください。

これまで少子化対策として国が実施してきた取組の流れを示した資料になりますが、最初の動きとして出生率の低下や子どもの数の減少を国としても「問題」として捉え、長期的な取り組むべき基本的な方向と重点施策を定めるために1994年にエンゼルプランを策定いたしました。また、そのプランを「少子化対策推進基本方針」の策定も踏まえ、中間的に見直した「新エンゼルプラン」を策定し、保育だけではなく雇用や母子保健、教育も含めた幅広い取組について目標値を設定し、取組を進めてきました。

その後、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化対策基本法」 が 2003 年に制定されるとともに、合わせて家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、子 育て家庭を社会全体で支援する観点から同じ年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて おります。

この法律の施行により、地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定し、 計画に基づき取組を実施しております。

しかしながら、2005年に出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録するなど、予想以上の少子化が進展したため、これまでの対策の抜本的な拡充や強化が必要となってまいります。

そのため取りまとめられた「新しい少子化対策について」では、家族の地域の絆の再生など社会全体の意識改革を図るとともに親の就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつライフステージに応じた子育て支援策を掲げられました。

一方で、親の就労と子どもの育成の両立、家庭における子育てを同時並行的に取り組むことが必要不可欠であるとされました。それらの流れを受け、新しい少子化対策の大綱、いわば大きな考え方として、2010年に「子ども・子育てビジョン」をまとめました。このビジョンの中では、支援を行うに当たっての大切な姿勢として、「命と育ちを大切にする」「困っている声に応える」「くらしをささえる」の3つの考え方を示され、このビジョンに基づく具体的な取組を進めるために、このたびの3法の成立に繋がっている次第です。

「子ども・子育て関連3法」につきましては、本日配布させていただきました、国の子育て関連3法のリーフレット「おしえて!子ども・子育て支援新制度」に沿って説明させていただきたいと思います。

この3つの法律というのは、リーフレットの下の部分に記載されているとおり、新たな制度全体について定めています「子ども・子育て支援法」、制度のうちの認定子ども園にかかる事項を定めています「認定子ども園法」の改正、その他関連法についての整備事項を定めた「整備法」の3つの法律を示しており、これらにより新しい制度の詳細が規定されております。

昨年、平成 24 年8月に制定されたものです。また、法施行については社会全体でこの制度に係る費用を負担することとされている関係で、現在国において進められております「税と社会保障の一体改革」の議論を踏まえて財源の確保を行った上で進める予定とされていますので、法律の一部分を除き、平成 27 年4月1日の施行を予定されております。

具体的な内容について1ページめくっていただき、見開きの左ページをご覧ください。大まかに3つの課題への対策を柱とし制度が成り立っておりますが、まず一番左の課題の1点目として、現在は親の就労の有無によって、幼稚園か保育所かというどちらかの支援を受けることが多かったため、親の働く状況に関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられるよう望む声が多くなってきたことが挙げられております。これに対して、下の課題1のくくりの部分ですが、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる施設として、認定こども園の普及を進める、とされています。

次に、上段の真ん中、課題の2点目として、核家族化や地域での人間関係が希薄化により、家庭や地域での子育て力が低下しているという点が挙げられています。これに対して、ページの一番下の課題2のくくりに、子育て相談や一時預かりの場の確保など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとされております。

最後に課題の3点目といたしまして、都市部を中心に待機児童問題が発生していることが挙げられております。こちらに対する方策といたしましては、見開き右側の課題3-1、3-2のくくりの部分ですが、待機児童の解消のための保育の受け入れ人数を増やすため、市町村は地域のニーズを把握したうえで、認定子ども園、幼稚園、保育園を国の支援を受けながら計画的に整備を進めることとされました。整備の際には、少人数での保育や、身近な地域での保育機能も強化したうえで進めていくこととされております。

これらの大きな3つの課題を解決するために、新しい制度の詳細な内容について、資料2としてダイジェスト版、資料3として詳細版をお配りしております。

この中の資料3の5ページをご覧ください。

今回の制度の給付・事業の全体像が記載されておりますが、先ほどの3つの課題解決策として大きく2つの支援に分かれておりまして、1点目が「子ども・子育て支援給付」、2点目が「地域子ども・子育て支援事業」となっております。「子ども・子育て支援給付」には、主に定期的な利用を想定した支援が位置付けられておりまして、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、少人数での保育など多様な保育に関する「地域型保育給付」などが含まれています。また、右側の「地域子ども・子育て支援事業」には主にその都度の利用を想定した支援として、一時預かり事業や延長保育、病児・病後児保育などが挙げられております。これらの支援方策を組み合わせて一体的に提供していくこととなっております。次に6ページをご覧ください。先ほどの支援を行うにあたりましては、子育てを行う家庭の需要を年齢別・状況別に調査・把握したうえで、先ほどの給付・事業を門真市の状況に応じて必要な供給内容・整備内容を、市町村子ども・子育て支援事業計画としてまとめ、計画的に進めてまいります。その計画策定に際しましては、本日ご出席いただいております皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、その他、資料はこの後も続いてまいりますが、時間の関係上、詳細な説明を割愛させていただきます。また各委員にご確認いただきたいと思います。

議題(2)についての説明は以上でございます。

なお、今皆様のお手元にマイクがあると思いますが、マイクをお手元に向けながらご意見をい ただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長:ありがとうございました。

中断させていただき申し訳ありません。ここからは、再度私が進行をさせていただきたいと思います。ただいまの説明について委員の皆様から、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手にてよろしくお願いいたします。

委員長:事務局よろしいですか。指針について現在進行形でされていると思いますが。

事務局:今回第1回目ということもあり、会議の趣旨について説明させていただきたいと思い、今回の会議を設定させていただいております。資料的には、当初25年4月「子ども・子育て関連3法について」として資料をお配りさせていただいています。

事務局:補足で説明させていただきます。

会議の趣旨につきまして、参考資料1として配布しています「附属機関に関する条例」があります。先ほどの説明の中で説明しなかったのですが、こちらの会議については、この条例に基づいて設置させていただいているものです。その中の下のページ9分の6となっているページの下の部分に「門真市子ども・子育て会議」という名称と担任する事務ということで記載させていただいています。会議については、この後の議題にて会議の役割等ご説明させていただく予定になっていましたが、こちらの担任する事務の中に書いてあります子ども・子育て支援法第77条1項に掲げている事務に関して、こちらの会議でお諮りしたいと思っています。

冒頭で諮問させていただいた内容については事業計画についての諮問とさせていただいていますので、一旦、計画策定が挙げられるわけですが、役割の中では邨橋委員がおっしゃったように、子どもに関する育ちの部分など議論いただいた上での計画策定となりますので、その中に含まれると考えています。

国の基本指針ということですが、新制度については議論が続けられているところで、基本指針、主に事業計画の策定の部分や新制度の指針に向けた部分を基本指針ということで、国の「子ども・子育て会議」が別にあり、そこで現在議論されています。それについても、基本指針の概ねの案ということで国からは提示されており、インターネット等でもご覧いただける状況になっています。

本日の資料として配布していないのは、ほぼ確定と聞いていますが、概ねの指針であるということ、制度の概要部分ということで説明いたしますこと、本日の最後の議案として「ニーズ調査票(案)」のたたき台というところまでで今回は締めさせていただくように考えていますので、その中で細かく説明するというより、きちんとした基本指針を次回の会議以降でお示しさせていただき、計画策定の議論に入っていただきたいと思っていますので、本日は割愛させて

いただいています。

邨橋委員:12月にニーズ調査の検討が始まりますが、ニーズ調査がどのようなところで必要なのか、どのように活かされるのか、根本のニーズ調査がどのようなことに必要性があって行われるのかという説明はされないということですか。

事務局:ニーズ調査の部分で説明させていただきたいと思っています。

先ほどの制度の説明の最後の部分で、分厚い資料の6ページ目を使い説明させていただき、今回、諸々の課題があり新制度に至っているわけですが、中ほどの事業計画の策定というところに、今に至るまでの経過として、リーフレットでご説明させていただいた課題とそれに対する制度を達成するためにという趣旨で一番上に「子ども・子育て家庭の状況及び需要を取って市町村の独自の事情を調査し、それを計画に反映させていただく」ということとなっています。細かく説明をさせていただかなかったので申し訳ありませんでしたが、この点でそれぞれのニーズを取っていくように考えています。

邨橋委員:子ども・子育て支援法の指針については、どなたでも見ることができますが、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため指針を定め新たな制度が動き出すという形ですが、一番大事な質の高い幼児期の教育、学校教育について、触れられていないのがおかしいと思います。その中で、どのような形で今度の制度改革を利用されていくのかということが話し合われるべきではないかと思います。

もう1点、子どもの育ちに関する理念のところ、とりわけ乳幼児期は心情、意欲、態度、基本的な生活習慣、生涯にわたる人格形成が培われる時期と書かれています。実施に関する基本的事項の中では地域の実情において質の高い幼児教育、保育など、必ず「質の高い」という言葉がでています。このことを踏まえた上で、行動計画を立てないと意味がないと思えますが、この点についてはいかがでしょうか。

事務局: そのあたりについても、重要な視点になるということで市でも認識していますので、先ほどの 制度説明の中でその部分を含めて説明をさせていただいた次第です。

計画策定においても、そのあたりも含めてご議論いただいた上で、策定に至っていただきたい と思います。会議の中での議論の進め方なども含め会議全体としての議論をしていただけると よいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

邨橋委員:それについては分かりますが、スケジュールから行くと、第2回目は教育、保育の量の見込 みの検討ということに課題がなっており、質の話はいつされるのか、スケジュールの中にも上 がっていません。ここはどうですか。

事務局: それは、調査の前にということでしょうか。

事務局:今ご指摘の点についても、事務局としましては、その点を抜け落ちさせての事業計画策定は難 しいと思っています。ですので、調査をさせていただいた後になりますが、量の見込みの検討 のときに、結果を見まして、そこからそれに基づいての量の見込みをどのようにしていくか、 次回以降ご議論をしていただきたいと思いますので、事務局としては、そのときに一緒に議論 していただくつもりで考えておりました。それが、会議としては不足している等ということで あれば、その点も会議の中でご審議いただきましたら、事務局で対応させていただきたいと思 います。

制度改革の中ですが、民間保育園は、「子ども・子育て支援新制度について」という資料の給付事業の全体像のところですが、「私立保育園については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う」となっています。

民間である私立幼稚園が、これから先どうしていくかは、大きく制度改革の中身となっていく ので、そのことを充分にご理解いただきたいと思います。

そのための意見発表と資料提供を認めていただきたいと思います。

現在、私立幼稚園は大阪府の所管です。門真市との接点は、補助金の交付だけしかありません。 今回認定子ども園ということで市の所管になったとき、今までの私立幼稚園はどのような状況 だったのか、あるいは運営状況はどうだったのか、きっちり踏まえた上で子どものための制度 として、この制度を使ってほしいと思います。そのために、私立幼稚園が認定子ども園になっ た私立幼稚園、そのままの私立幼稚園とあると、府と市の所管と二重行政という形になってし まうことも、その中に含んでご検討いただきたいと思います。

門真市の教育・保育ということで、教育委員会と私立幼稚園は、幼保小の合同の研修会も行ってきましたし、幼小中の合同の研究会も年間3回~5回実際には行ってきているので、その辺についても所管が代わるからどうのこうのではなく、計画の中に盛り込んで、子ども達の生活の質を保障するためにこの会議が進むことを期待していますのでよろしくお願いいたします。

委員長: 邨橋委員のご指摘については、一度預からせていただきますが、先ほどの質の向上ということで、文言を検討したいということでしょうか。

委員長:そのような形で副委員長とで預からせていただくことでよろしくお願いします。

内藤委員:今のご意見は幼稚園に関してですが、子ども・子育て会議は0歳児から何歳までですか。

委員長:基本的には就学前までが中心です。

内藤委員: 就学前ですか。それでは、生まれてから小学校に入るまでということだと思いますが。

邨橋委員:放課後児童クラブが今回含まれるはずです。

事務局:対象年齢の話が出ましたが、事務局から説明させていただくと会議の対象は0歳から 18 歳までと考えています。

新制度については0歳から就学前を中心として制度が組まれていますが、一部就学後も入りますし、後ほど門真市の計画の考え方をお示しさせていただきますが、市の対象の幅は 18 歳までで、児童と呼ばれる年齢層までと考えています。

内藤委員:詳しい法律の内容までは、どこがどうと言えませんが、産まれた子どもをどう育てていけば よいのかという部分で、いろんな議論をしていかないと、子ども・子育て会議の主役は子育て をしている家族ではないかと思います。主役は子どもですが、子どもは自分で意見を言えないし、子育てしているご家庭、門真市は、数値でいう、ひとり親家庭の割合が非常に高いので、その部分をケアしないといけないと思います。いつひとり親家庭になるかわからないので、門真市においては、ひとり親家庭のケアは大事な柱ではないかと思います。いろいろ詳しくご説明をいただきましたが、9割方の人は理解できていません。現状を何とかしなければいけないというところで、子ども・子育て会議は進めていかなければいけないのではないかと思います。

委員長:ひとり親家庭の支援についての議論はどのようになっていますか。

事務局:今回の子ども・子育て会議の諮らせていただく事業計画の範囲に入っています。新制度ということで意見が出ています幼稚園や認定子ども園、保育園という施設に関する支援も重要な部分ですが、事業計画全体では、ひとり親や、社会的養護の部分も含めての市としての計画としたいと思っていますので、学校に入ってからのことも含め子どもに関する全般について、計画を策定するという考えです。そのあたりも含めてご議論をいただければと思います。

内藤委員:数字では、28%、4人に1人なので、すごく大きな部分だと思います。

聞いていると、父母が揃っていても不安で大変で、子育ては厳しい仕事です。それを母親一人ではさらに大変です。それは、みんなで支えないといけないところだと思います。その子ども達を支えようと思えば、その親を支えないといけないと思いますので、4人に1人という数字は本当に厳しい数字だと思います。特に門真市に多いということで、いろいろな事情があると思いますが、他人事ではないと思います。

これを基に考えていく、充実させることではよいと思います。ただ、先ほど私が言いたかったことは、幼稚園が制度的にガラッと変わってしまう部分があり、門真市の子どものためにどうすることができるかを考えていただくために私立幼稚園の意見をぜひ聞いていただきたいと思いますし、子どもの質の高い教育・保育というものがどのようなものか、頭の中にイメージを持っていただいた上で、どうしていけばよいかというところまでもっていけたらよいと思います。

内藤委員:質、量の前に心があると思いますので、質の高いことも大事だし、量も大事ですが、その前 に必要なものがあるのではないかと思います。

吉兼委員:基本理念の中で、子育て支援等の父母等の保護者に最終的な責任があるとありますので、そこから地域でできることは何かという問題が発生し、考えるということです。それに沿ってやっていかなければ先に進みませんのでよろしくお願いします。

内藤委員:会議の方向性をはっきりと示していただければありがたいと思います。何を考え、何を発言 すればよいのか、今はわからなくなっています。

委員長:基本的には、子ども・子育て会議ということで、ニーズ調査に向けてその部分を生かし有効な 計画になるように、各委員の方々に資料に基づいてご意見をいただくということです。今ご指 摘がありましたように、国の示したこの参考資料の中にも、保護者に子育ての最終責任を置く という基本的な認識が大筋としてあるので、それを踏まえて議論を進めていくということだと 考えております。 事務局:提案がございます。今、会議の趣旨がわかりにくいというご指摘がありました。方向性については次の議案の中でご説明させていただきたいと考えておりましたので、よろしければ先に進み、その中でご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議題(3)会議の審議事項及びスケジュールについてでございます。

事務局:議題(3)の会議の審議事項及びスケジュールについて説明させていただきます。ご覧ください。

議題(2)の制度を門真市においても計画的に実施するため、「(仮称) 門真市子ども・子育て 支援事業計画」を策定することとなりますが、計画策定に係る考え方について資料4に記載し ております。

はじめに、「1. 計画策定の目的」といたしまして2点掲げております。1つ目は、先ほどからお話をしております「子ども・子育て関連3法」の制定に伴いまして、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村事業計画として策定するものでございます。2点目としましては、「門真市における子育て支援の位置付け」といたしまして、平成17年度より「次世代育成支援対策推進法」に基づき、前期・後期に分けて策定・推進してまいりました「門真市次世代育成支援行動計画」が平成26年度末をもって満了いたしますことから、市としての子ども・子育て支援を総合的に進めるための計画を策定することが必要であるとして、目的の2点目に挙げております。

次に、「2.計画に盛り込む事項」として、策定目的を踏まえた上での必要記載事項を挙げております。(1)子ども・子育て支援法に規定されております計画への必須記載事項といたしまして、幼児期の教育・保育の提供区域を設定すること、各事業に係る需要量の見込み及びそれに伴う提供体制の確保及びその実施時期を記載することとなっております。また、(2)につきましては、法での任意記載事項とされている3項目を記載しております。(3)につきましては、先ほどの策定目的の2点目、次世代計画の後継計画としての記載内容となりますが、市や地域も含めた市全体で総合的に子ども子育て支援方策を記載することとしております。この記載内容の想定として、子ども・子育て支援に係る、教育委員会・福祉部局の事業に限らず、まちづくりや環境政策など幅広い施策について記載することとしています。(4)については、計画策定後の進行管理方法など、推進体制について記載することとしております。

続きまして、右側の「3.計画策定手順」をご覧ください。こちらには、計画策定の大まかな 流れを記載しております。

今回の計画策定にあたりましては、国におきましても市町村の事業計画の策定にかかる基本的な事項を、国の子ども・子育て会議の議論を踏まえて基本指針として示す予定となっております。

また、計画策定のための基礎的な資料となる市民のニーズを把握するためにニーズ調査を実施することとしております。なお、ニーズ調査の内容につきましては後ほどご審議いただくこととなっております。

そのニーズ調査の結果や本市の現状や課題の分析を踏まえて需要の見込量の設定を行ったのち、事業計画(案)の策定を行います。その間、需要の見込量の設定及び計画案の策定の過程におきまして、本日の子ども・子育て会議及び市内部の庁内会議の審議を行う予定としており

ます。

計画案の策定後、計画案に対する市民の皆様のご意見を聴取するため、パブリックコメントを 実施したうえで、計画を決定する流れとなっております。

次に、計画策定過程におけるこの会議の役割及び審議内容につきまして、資料5をご覧ください。この会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づく会議として、市の附属機関に位置付けておりまして、会議の冒頭で行いました市長の諮問に対して、さまざまな専門的な立場からご審議いただき、最終的に計画案に対するご意見をまとめていただき市への答申をいただくこととなります。会議の開催回数や審議内容については、下の表にまとめておりますが、25年度には、本日を含めまして3回、26年度におきましては予備を含めた4回の開催を予定しております。次回の会議では、ニーズ調査結果の報告を行ったのち、3回目以降は需要の見込量の設定も含めた計画案の審議に入ってまいります。開催時期は予定を記載しておりますが、詳細については各委員に日程調整の上で開催させていただきたいと考えております。また、裏面には、委員構成について記載をしております。こちらに、依頼先の皆様それぞれに、どのような理由で依頼させていただいたのかを書かせていただいております。

続きまして、計画策定スケジュールにつきまして、資料6をご覧ください。グレーの帯がかかっている2段目の市の動きという部分ですが、(1)ニーズ調査につきましては、9月中に調査票を作成したのち、10月を目途に調査を実施する予定となっております。その後、調査結果の集計・分析を行い、26年3月までに量の見込みの検討及び設定を行います。

(2)計画策定の予定としましては、今年中に次世代後期計画の評価も実施した上で、現状把握や課題の整理を行います。年明けに計画骨子の作成を行い、26年度に入りましてから、具体的な計画案の検討を行ってまいります。また、(3)新制度移行に向けた動きにも記載していますとおり、27年4月の実施に向け、26年10月頃には新制度の実施に向けた支給認定手続き等の事前手続を開始する必要がありますため、計画の概ねの案については、26年9月頃を目途として策定してまいります。最後に(4)会議予定としまして、先ほど説明しました、この子ども・子育て会議の開催予定を示しております。議題(3)の説明は、以上でございます。

委員長:ありがとうございました。今の説明に関して、ご質問、ご意見はございませんか。

澤田委員:確認ですが、子ども・子育て会議の前に、次世代育成支援があったかと思いますが、実際に 今回のニーズ調査が、この総括になるのでしょうか。つまり、(ニーズ調査が)今までやって きたことがよかったのか悪かったのかいう評価になり、一番大きな内容になるのではありませ んか。

事務局:また後ほど説明いたしますが、今回の総括としては、資料7-2に参考資料として示しております。今後、計画策定の過程で次世代計画の評価も含め、どのような方向性とするのかということをお示ししたいと考えております。

澤田委員:では、今日の会議の中で明らかになるということですね。会議の方向性について、今までどうなのか、今はどうなのか、今後はどうしていくのかということに関して、委員全員の意識をある程度合わせていかないといけません。「質の高い」といっても、それぞれの委員のみなさんによって「質の高さ」に差があると思います。質の高さも企業、行政、家庭、地域によって、いろいろ違ってくると思います。まったく違うわけではないでしょうが、重なり合う部分を一度共有して、その範囲の中でご意見をいただき、会議を進めていただかないといけません。こ

のスケジュールを見る限り、非常に短い期間でやっていかなければいけませんので、明確にして範囲を絞る必要があると思います。資料7がそれに近い内容だということですので、できればこの第1回の会議で、質の高さの認識を共有したほうがよいと思います。そうしないと、第2回の会議でも同じことになると危惧します。話が後戻りしないためにもお願いしたいと思います。例えば会議の中でも、文字に出して明示するなどして、話が空中戦にならないようにすることも、会議を進めていく中では必要です。予定の7回の会議を質の高い時間にしていただきますよう、事務局でぜひご検討ください。

・計画策定手順の最初の部分に国の基本指針が書いてありますが、これを提示しないままでは、何をするのか誤解が生まれるかもしれません。また、大きくわけて次世代の延長線上でできることと、まったく制度が変わってしまうものがあります。それをどのように考えるのか、丁寧にお話いただきたいということが、私が申し上げたかったことです。

事務局:先ほどのご質問にありました次世代の評価はどのタイミングなのかということですが、次世代の評価自体はニーズ調査だけをもってとは考えておりません。同時進行で評価するということです。今回お配りしたものは評価というよりも取組の紹介となっておりますので、こういうものではなく、きちんとした評価というかたちの資料をお示ししたいと考えております。ただ、まだ評価のとりまとめが終わっておらず、今回の資料としてはお出しできておりません。次回から本格的な策定に入るという段取りですので、次回にはお示しさせていただきます。ご提案をいただいた通り、毎回かなりタイトなスケジュールですが、1回1回内容の濃いものにしていかなければいけないというのはもっともなことです。その中で、委員提出の資料に関しては委員長とご相談の上、対応させていただきたいと思っております。

委員長:基本指針については、方向性をどうするかということですが。

事務局:基本指針は次回の本格的な議論の際にお示しするということを考えております。よろしくお願いします。

委員長:タイトな状況の中で、効率よくというご意見をいただいたので、事務局と相談しながら進めて いきたいと思います。

澤田委員:例えば、次世代育成支援に関して言えば、冒頭に市長も言われていたように、この門真市は自律発展都市としてどうなのか、この部分だけはまだ課題なのだ、というような一文が必要だと思います。それだけではないにしても、門真市としてはそのような見方もしているということで、次回にご提示いただければよいと思います。決してこの場におられるみなさんが、1つの課題だけが門真市のすべての課題だとは思いませんが、そのように提示していただいたほうがわかりやすいと思います。資料には事前に目を通しておりましたが、先ほどの説明では資料を見ることも追いつきませんでした。そのような部分でフォローしていただけると助かります。よろしくお願いします。

内藤委員:課題は明確になっていないのですか。次世代育成支援計画というものは 10 年かけて行い、 あと1年で終わるわけです。門真市としてはそれを基に行動してきたとのだと思いますが、10 年やってきて課題がまだ明確ではないということは驚くべきことだと思いますが。

事務局:現状の1つ1つの事業における課題はあるのですが、計画の全体として 10 年間を見渡したと きの評価のとりまとめが、現状ではできていないということです。それぞれの事業、それぞれ の分野における課題の把握というものは、毎年の事業の中で行っています。

内藤委員:1からということのようですが。

事務局:今、皆様にお渡ししているものは次世代の後期の行動計画でして、2章が前期計画の現状と課題についてとなっています。これは前の計画に基づいた記述になっております。次の計画についてもどこまで盛り込めるかわかりませんが、この後期行動計画も含めた上で記載をした計画書をつくりたいと思っています。

内藤委員:現状把握をきっちりしなければ、課題も見えてこないのではないですか。

委員長:今のご質問は、次の議題である「支援の取組について」次世代育成の現状ということで、資料 7-1にも示されています。それぞれの課題現状についての一覧が示されていますので、そこ である程度、ご理解いただけるとよいかと思います。では次の説明をお願いします。

議題(4) 門真市の子育て支援の取組について、事務局からご説明をお願いします。

事務局:では、議題(4)についてご説明いたします。資料7-1をご覧ください。

門真市では、平成 17 年4月に施行されました「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から 21 年度を計画期間とした前期、平成 22 年度から 26 年度を計画期間とした後期の 行動計画を策定し、それぞれの計画に基づく子育で支援の取組を行ってまいりました。現在進行中の後期行動計画では、計画の基本理念を「子どもがいつまでも住み続け、自らも子育でをしたいと思える元気な街を目指して「時代を担う親づくり」として、8つの基本施策の柱に基づき各取組を行ってまいりました。その中では、保育事業をはじめとした福祉分野の取組だけでなく、教育分野、まちづくり、医療など、子どもやその親に対する支援を行っております。資料右側の「3 主な事業の実績について」に具体的な数値目標を掲げた 12 項目を記載しており、右から 4 列目に計画満了時の目標事業量と、その横に過去 3 年間における実績を記載しております。また、説明は割愛させていただきますが、資料 7 - 2 として計画内容に基づく昨年度末における取組内容等について記載しております。なお、計画全体の評価については、別途今後行うこととしておりますので、現状の参考資料としてお配りしておりますのでよろしくお願いします。議題(4)についての説明は、以上です。

委員長:膨大な資料ですが、大まかに8分野にわけ、大きな課題を説明していただけるとわかりやすい かと思います。

事務局:資料7をご覧ください。資料7子育で支援の充実の冒頭にある、乳幼児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」の内容について、ご説明させていただきます。平成24年度末現在の対象家庭918件に対して面会数は789件となっています。その居宅において、さまざまな悩みや不安を傾聴し、子育で支援関連の情報提供を行いました。また支援が必要な家庭に対しては、再訪問を行う等、関係機関とも連携し早期対応に努めました。現状における課題としては、今後も引き続き全戸訪問を行っていくとともに、不在及び訪問拒否家庭への対応として、状況確認等を含めて関係各課との連携を図ることとします。平成25年度以降の方向性については、引き続き対象家庭への全戸訪問を行うとなっています。

その下の③地域子育で支援センター事業について、取組内容としては平成 24 年度末について 地域子育で支援センターや公立保育所において、子育で相談や園庭解放、絵本の読み聞かせ等 の地域子育で支援事業を実施しました。現状における課題としては、公立保育所での実施事業 において、実施体制の変更が予定されており、引き続き知識・技術の継承の必要があります。 今後の方向性については、公立保育所での事業において、実施体制の変化に応じて地域子育で 支援事業をどのように進めていくかを検討するとなっています。

延長保育事業ですが、5ページの下のほうです。平成 24 年度の取組内容について、全認可保 育所で実施しました。公立3園、民間 13 園です。現状における課題ですが、子ども・子育て 支援事業計画作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニー ズの把握に努め、今後も必要な供給量を見極める必要があります。平成25年度以降の方向性 については、利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後 も必要な供給量も見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していくとなっています。6ペ ージの中ほど、一時預かり事業については、平成24年度の取組内容としては民間保育所8園 で実施しました。現状における課題ですが、子ども・子育て支援事業計画作成時に実施する利 用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後も必要な供 給量を見極める必要があります。平成 25 年度以降の方向性についても、先ほどの延長保育事 業と同様ですので割愛させていただきます。その下の病児・病後児保育事業ですが、病児保育 室(病児対応型)を1か所で実施いたしました。現状における課題、また平成 25 年度以降の 方向性についても、先ほどの延長保育事業と同様ですので割愛させていただきます。 7 ページ の中ほどの放課後児童クラブですが、平成 24 年度の取組内容としては市内全 14 小学校で市内 の学校法人、社会福祉法人に運営を委託しており、各法人が保育園・幼稚園での実績を生かし た保育を各クラブで実施いたしました。現状における課題ですが、待機児童が発生する学校に 余裕教室等の学校施設の利用を依頼するとともに、年度当初の待機児童については他校通会制 度の利用を進め、待機児童数の減少に努める必要があります。平成25年度以降の方向性につ いては待機児童が発生する学校に余裕教室等の学校施設の利用を依頼するとともに、年度当初 の待機児童については他校通会制度の利用を進め、待機児童数の減少に努めますとなっていま す。8ページの中ほど、妊婦一般健康診査に関して、平成24年度の取組内容としては24年度 も引き続き、妊娠届出時に受診券綴りを交付し、利用を促しました。現状における課題として は、妊婦健康診査受診者1人当たりの受診回数が23年度13.3回、24年度12.9回で減少して います。平成25年度以降の方向性については、さらなる制度周知と受診勧奨を引き続き行う ということです。

委員長:代表的な取組ということで、資料を読み上げていただきましたが、8つの施策がありますし、 少し急なお願いということで、なかなかまとまりきれていないかもしれませんが、この資料に 基づきながらであれば、課題が見えるのではないかと思います。

内藤委員:みなさん、それぞれにご意見をお持ちだと思いますので、終わる前に一言ずついただけたらよいと思います。また、現場というものは見ないとわからないものですので、現場の方から現状はどうなのかを、このような会議の場ではっきり伝えていただくことが大切だと思います。個人的なご意見でも結構だと思います。子育てしている家庭や子どもたちが今後どうなっていくのかは、この会議にかかっていると思います。門真土曜自習室サタスタ事業については、私は常々どうなのだろうと思っています。先生方はその意味がわかっておられないと思います。この場でもわかっておられる方はおいでですか。おられませんね。そのようなことがたくさんあると思います。

委員長:そのようなことは、また現場の先生方のご意見をいただきたいと思います。

吉兼委員:書いてあるものを書いてあるとおりに進めないといけません。

委員長:今の取組について他にご意見ありましたらお願いします。

・・類かり保育の充実ということが挙げられていますが、これについて、私立は実施しているという報告だけで、それを門真市としてどうするのかということに関しては触れられていません。公立は預かり保育を実施して充実していくという方向で動いていると聞いていますが、なぜ私立に関してはサポートする方向で動くことができていないのかというと、大阪府の管轄だからだと思います。制度として変わってくるということを、十分にご理解いただきたいと思います。

清水委員:先ほどから質の向上ということが言われています。いろいろな家庭環境があり、いろいろな事件がある中で、小さいころからの親子関係を重視し、大きくなったら自分のことはさせるというような丁寧な関わりが大切だということが研修などで毎年伝えられてきましたが、改善されているのか、悪化しているのか目に見えているのでしょうか。このようなことが質の向上ではないのかと思います。子どもたちには先を見通した生活というものが必要だと思います。一緒に遊ぶにしても伝えることはあります。ただ単に遊ぶではなく、遊びの多様性を教え、遊びを膨らませることで成長につなげるという役割が私たちにはあると思います。質の高い保育をするには、私たちも様々な勉強をして、大人が元気で輝き、まわりの生活に目を向け、興味を持つことが大切だと思います。現場で保育をしながら、いつもどおりではなく、膨らませる部分を考えたり、イロハをつけて子どもたちに教えたりすることで、少しずつでも違った見方ができるようにしていきたいと思います。子どもたちがあんな大人になりたいという目標をもてるような保育を目指して、保育所の中でも話をしていけたらよいと感じています。

委員長:ありがとうございました。森先生からも幼稚園の現場から何かご意見はありませんか。

森委員:どのような立場で発言すればよいかわかりませんが、門真市の公立の幼稚園の取組として、「一 人ひとりをみる」ということは大切にしています。一貫教育の中で聞く力について考えたとき、 門真市の子どもたちは見たり聞いたりすることが少ないようですので、人の話を聞くとか、読 み聞かせをする、話をしっかりする、自分の意見を言うというようなことを大事にしていこう ということです。中学校でも、しっかり聞くことができないという問題が挙げられていますが、 私どもの幼稚園でも自分の思いを他人にしっかり話したり、表現したりすることに重点を置き、 言葉を育むためにはどうしたらよいのかを考えています。年々、子どもたちの聞き取る力、読 む力が弱ってきていると感じます。表面的には一緒にやっていても、じっくりと子どもたちに 関わっていくと、その子の弱い部分がわかります。何度も繰り返し接し、経験をさせていくこ とで、できるようになります。そのときの子どもの笑顔はとてもよいものです。そのようなと ころが、先ほどの丁寧な関わりというものにつながってくると思います。門真市の子どもたち の弱い部分に対する丁寧な関わりが、幼稚園から小学校へスムーズにつなげていけたらよいと、 最近考えています。聞く力、読み取る力、相手の気持ちを読み取る力が伸びてくると、子ども の学力は上がってくるのではないでしょうか。実際に子どもはうまく自分を出せずに困ってい るとき、いろいろな表現をします。乱暴になる子、引っ込んでしまう子、意地悪をする子など いろいろですが、その原因を突き詰め、それを乗り越えるようにしていくと、子どもは完全に 変わっていきます。そのような部分がうまくできないか、日々、幼稚園の先生方と取り組んで いるところです。

委員長:貴重なご意見をありがとうございました。現場の方からの現状のご説明をいただきました。 東口委員:遅れて申し訳ございません。私は現在、民間保育園に対して保育ドキュメンテーションとい うものを広めようと研究しています。これは保育における教育的効果を保護者に見せようというものです。わかりやすく写真と解説を加え、園でやったこととその効果を保護者に見せ、さらに教育していくという取組です。園で頑張ることはもちろん大事なのですが、園だけでなく父母などの保護者も巻き込んで子どもたちに接していただけるような意識づけをするためです。次世代の27年度以降、行政だけ、園だけでなく、いかにして利用者も巻き込んでいくかという視点も大事ではないかと思います。

委員長: ありがとうございました。会議開始から2時間ほど経ちましたので、5分間の休憩をとります。 (休憩)

委員長:会議を再開いたします。では次の議題(5) 市民ニーズ調査についてお願いします。

事務局: それでは、議題(5)について説明させていただきます。

ニーズ調査の資料として資料8-1から8-5の5つの資料をお配りしております。なお、調査票につきましては、現段階では、まだ市としての案とするところまで至っておりませんが、調査票についても計画策定の重要な基礎資料となってまいりますため、現段階のたたき台として今回お示しさせていただいて、皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

お手元の資料についてですが、資料8-1、8-2については、国が示した調査票を基に大阪府が、府における審議会の場で出たご意見を踏まえ修正した上で府下の市町村用に作成した調査票となり、8-1が就学前児童用、8-2が就学児童用の調査票となっております。大阪府としても、府内市町村間の比較のために、可能な限りこの調査票の活用を希望されておりますので、まずはこの案を基本としてお示しさせていただいております。その後ろの資料8-3、8-4につきましては、前回の次世代計画策定時に含んでいた項目のうち、今回の大阪府の調査票案には含まれていないものを中心に抜き出したもので、先ほどと同様8-3については就学前児童用、8-4については就学児童用となっております。現時点では、前回計画策定時からの経年変化を見るために、大阪府の調査票の項目にこれらの項目を加えたいと考えております。また、国や大阪府から示されたものはございませんが、今回、門真市独自で中高生本人への調査を実施する予定としておりますため、資料8-5として中高校生への調査票をお示ししております。この内容につきましては、まだ市として未定稿でございますので、前回の調査と同じものを提示しております。

なお、調査票を手に取られた方に調査の趣旨をお分かりいただけるよう、本日の資料には入っておりませんが、全体のボリュームを考えながら、可能な限り制度や調査の趣旨の説明を加えさせていただこうと考えております。

まだまだたたき台ではございますが、ご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。議題(5)についての説明は以上でございます。

委員長:ありがとうございました。ニーズ調査については先ほどから話題になっておりますが、この点について、ご意見やご質問があればお願いいたします。

邨橋委員:これは準備段階だと認識すればよいということですか。

事務局:そうです。

事務局:この場でご意見等をいただき、調査票の中身については市の中で検討させていただきます。こ

の場でどのようなご意見が出されるかわかりませんが、必要であれば委員長預かりというかた ちにさせていただきたいと考えております。ご意見をいただいた場合は、最終案を提示させて いただきたいと考えています。調査票は早くて10月ごろの発送予定です。

・配橋委員:それであれば、マックスのものを出し「これとこれを削る方向で考えています」というような説明のほうが、わかりやすいのではないですか。ないものを想像して、要不要の意見を求められても困ります。大阪府のひな形がすでにでておりますが、内閣府もホームページでも掲げています。前文で、なぜこのような調査が必要になるのか、とても丁寧に書かれています。量は増えますが、ここは丁寧に読んでいただかないと、これがどのように使われるのかお伝えできません。その部分の資料が削除されています。また、大阪府では37でしたか47でしたかの設問項目がありますが、ここでは削除されています。どれがどのような理由で削除されたのか、私たちにはわかりません。最大限のものを出して「どれを削除する」というように示していただくことなく、質問項目から改めて考えなさいということでしょうか。

事務局:今回のご提示させていただいたものには、大阪府の資料等がまだ入っておりません。この資料 を見ていただきましたら、とりあえず府のたたき台というかたちで出ていますので、ここから わかりやすいように、質問項目の番号が飛ぶというようなかたちで、前回の調査同様に加筆して調査票にしたいと思います。

邨橋委員:提示の仕方として、大阪府はこのように出していますが、門真市としてはこの質問は重なるから不要であるということであればわかりますが、どういう質問が削除されたのかわからない状態ですので、ここでどういう質問を入れたらよいのか考えるということになります。またニーズ調査の頭書きはかなり丁寧で、どの項目からどの項目については現在の様子を聞く

質問、家庭の基本情報を聞く質問というように整理されています。そのようなものがあればニーズ調査の質問の意味がよくわかりますし、選択肢を適正に選んでいただけると思いますが、その部分の資料がここには添付されていません。資料としては不十分だと思います。

事務局:前段の制度の趣旨につきましては、配布する際には大阪府と同様、追加して配布する予定です。 本日の資料としては削っていますが、その部分については、ページの許す限り加えて、見たと きにわかりやすいように工夫させていただきます。

国から大阪府になったときに削除された項目についてですが、府で審議され、削除して整理したものを一旦ご提示させていただきました。

邨橋委員:私がお聞きしたのは、門真市として削除した項目はどういうものなのかということです。

事務局: 市としては削除しておりません。大阪府の審議会でたたかれた案を提示しています。大阪府の 審議会の中で削除され、設問数も調整されたものを、本日、提示しております。

邨橋委員:私の持っているものは、質問項目47で、25年の8月のものです。

事務局:大阪府がそこから削ったということです。本日は削られた後の案をご提示しています。

委員長:委員から、どこの部分がポイントなのか、もう少し絞って説明していただいたほうわかりやす いというご意見が出ています。

内藤委員:市民ニーズ調査ですので、これは保護者が記入するのですか。子育てしている親がどのような支援を欲しがっているのかというニーズを調査するということですね。

副委員長:国で決めた調査票に従っています。そうしないと全国的な比較ができません。その市独自の 特色を生かすということを考えるにしても、基本になるものが統一されていないと、その市が どのような特徴を生かしてそのような施策にしたのか、なかなか理解できません。なるべくなら全国統一の調査項目で行いましょうということですが、多少は都道府県や市町村によって特色をつけても構いません。例えば、これを以前調査していて、すでに把握しているから削除してよいという判断はしてもよいということです。基本的にはこれで調査するということです。あるいは、門真市としてこれは絶対に入れたいという項目があれば、それを加えることも可能です。

- 内藤委員:また変わってくるものだと思います。せっかく調査をするので門真市独自の知りたいことを 合わせて聞けたら有効だと思います。
- 内藤委員:同じ基準で行っていただけばよいと思いますが、独自に聞く部分もあってもよいと思います。 私にも聞いてほしいことがあります。
- 川西委員:府としての統一的なアンケートが8-1から8-2までになっていますので、門真市独自に聞く部分を8-3、8-4、ということにして、この場では門真市独自で行う調査について議論するということであればよいと思います。または、府に対して何かよほどの意見があるのであれば、門真市として訂正をもらうということで構わないと思います。
- 委員長:大阪府としての基本的な調査票があり、資料8-3、4、5は門真市独自のものです。問題を整理して検討したほうがよいというご意見です。事務局としてはそのようなかたちでよろしいですか。
- 事務局:はい。今ご説明いただいた趣旨の通り、8-1と8-2は大阪府下統一のものですので、市としてはこれをベースにする方向で考えております。加えて8-3と8-4については、この大阪府の調査票の中に含まれていないもので、前回の次世代の計画のときに含ませていた項目をぬき出し表示しています。1と2の調査票に、この3と4を門真市独自に追加させるのか、させないのか、また先ほどご意見がありましたように、ここにない項目でも門真市として聞いていきたい項目があればお聞かせいただきたいということを議題としております。
- 委員長:今、ニーズ調査の構成について説明がありました。門真市独自に問いかけたほうがよいという ご提案があればお願いします。
- 内藤委員:聞く力、思いを伝える力については高度な作業ですので、0歳児から関わっていかないとそのような能力を伸ばしていくことはできません。それに関する設問があるとよいのではないでしょうか。具体的にはお示しできませんが、先の2人の委員のご意見内容は、とても大事なことだと日頃から感じておりました。
- 委員長:事務局、案を次に出していただけますか。
- 事務局:調査の実施までに、もう一度会議をするということが時間的に難しいと思われますので、本日 いただいたご意見を持ち帰り、それに基づき庁内で再度検討させていただきます。会議の中で いただいたご意見ですので、調査前に委員長・副委員長を中心にお示しさせていただくという

かたちにしていきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。お諮りいただきたいと思います。

委員長:今のご意見についても後ほど検討いたします。他にご質問・ご意見があればお願いします。

澤田委員:子ども・子育てに関しては、当然、行政主導ですが、ぜひ企業にもお願いしたいと思います。 つまりこの施策を行っていく中で、例えば門真市で働いていて、行政サービスが充実したとし ても、そのサービスを生かすことができない状況になることもあるかと思います。それは単に 企業が悪いのではなく、企業にもこのような取組を理解していただくという意味で、そのよう なニーズに対する具体的な内容も提示できるのではないでしょうか。もしそのような企業的な 調査を入れる可能性があれば、見ていったほうがよいというのが私の意見です。今回やってほ しいということではありません。

委員長:ありがとうございました。次世代育成の中でも企業の意識というものは大切でしたし、引き続き子ども・子育て支援のほうでも、企業の意識が大切だということです。他にはご意見等ございませんか。

内藤委員:子どものために親の支援をしていく中で、高齢者の意識を補強する必要を感じます。私も高齢者に入りますが、今、社会情勢的に高齢者への施策が非常に大きく、子育て世代に薄いということで、いろいろと調整がされています。それは高齢者と子育て世代のバトルではなく、高齢者も、年金を払っているのは若い人で、将来的には子どもたちが支えるのだと理解し、広い視野に立ち、自分たちが子育て中の方に何ができるのか考えるという意識がほしいと思います。子どもが幸せであれば、高齢者も幸せという考え方です。誰かだけが幸せではなく、みんなが幸せにということです。そのような部分での意識調査が、もし同時にできればよいと思います。門真市全体として、各世代の子育てに関する意識を問うということです。

事務局:今のご意見については、今回の調査の中で、今のご意見のような高齢者の意識や企業の方の意識がどこまで取れるかわかりませんが、市として実施している調査や計画はこれだけではなく、総合計画の毎年の施策評価の中で、市民満足度というものを調査しております。その調査を活用するということも合わせて考えております。今回できなければ、それを活用するという方法も考えていきたいということです。

内藤委員:子育て支援には高齢者も関わってくるのだということです。

委員長:そのような意識も持ちながら、ということですね。

内藤委員:保護者の方の意見もお聞きしたいと思います。

北川委員:私の子どもは2歳で、民間の保育園に預けていますが、仕事をしていますので、やはり子どもが病気になるたびに悩んでいます。病児保育が1か所だけありますが、そこも8時半から17時半と時間が限られており、時間のニーズに合わなかったりします。病児保育が拡充されればよいと思います。

また、ファミリーサポートの会員登録もさせていただいていますが、子どもが体調不良のとき には近くに預けることができる人がいないのは私だけではないと思いますので、さらに手厚く していただけると、母親としては助かります。

放課後児童クラブの指導員として仕事をして、多くの子どもたちをみてきました。今は150人

ほどのお子さんをお預かりしていますが、問題行動をとる子どもさんの背景にはやはり家庭環境があると思います。母子家庭も多いですし、父子家庭やお母さんが外国人の方もおられます。お父さんが新しくなり、新しい兄弟ができ情緒不安定になる子どもさんもおられますし、発達障がいを抱えた子どもさんもたくさんおられます。先ほどから事業計画の課題等を見ていても、発達障がいだと診断されている子どもさんに対してはそれなりの対処のしかたもありますが、発達障がいではないかと疑われている子どもさんに対してはどうしたらよいのかという課題があります。児童クラブの指導員として「発達障がいの疑いがあるので病院にかかってはいかがですか」ということは言えませんので、保護者の方が気づけるような支援も必要になってくると思います。

嶋岡委員:私はパートで働いていますが、春に子どもが兄弟で熱を出してしまい、預け先がないので急 遽、病児保育の登録に行きました。結局、翌日に熱は下がり利用しませんでしたが、とても安 心することができました。もし病児保育がなかったらどうするのかという不安がありました。 門真市では、今は1か所ですが、さらに拡充すれば利用したい親はたくさんおられると思いま す。また、幼稚園の子ども、小学校低学年の子どもには、帰宅したときに「お帰り」と言って あげたいがために2時までのパートで働いていますが、小学校の夏休みや春休みなどの長期休 暇で、学童保育を利用しなければいけないことがあります。普段は利用しませんので迷いまし たが、キャンセル待ちも出るほどの人気だと聞きましたし、春に登録しなければ夏にいざ利用 したいときに預けることができなくなるとお聞きして、登録しました。私のように、長期休暇 中だけ学童保育を利用したいという方の話をよく聞きます。大阪市には「いきいき」があり、 用事のある日には気軽に預けることができるとお聞きしました。難しいことだとは思いますが、 門真市でも場所があり、そのようなニーズに合わせた学童保育があれば、母親が気軽に働ける のではないかと思います。私も実際にこの4月に就学した子どもを夏休みに通わせましたが、 私が登録していたために、フルタイムで働いているお母さんがキャンセル待ちになっていると お聞きして、申し訳なく感じました。ニーズに合わせた預け先がもう少し広がればありがたい と感じます。

委員長:ニーズ調査に関しては以上にしたいと思います。では、議題(6) その他について、事務局 からお願いします。

事務局:事務局より今後の予定についてお知らせさせていただきます。

まず、本日の議事録についてでございますが、本市の規定によりまして、原則2週間以内に作成、公開することとなっております。短期間での作成となりますため、作成しました議事録につきましては、委員長、副委員長の確認をもって公開の手続きをとらせていただきたく存じますので、その点についてあらかじめご了承願います。

合わせまして、今後の会議の開催についてお知らせさせていただきます。前回、各団体様より 本日お越しの皆様の推薦をいただく際に、第2回目及び第3回目の会議の日程を事前に調整さ せていただいているかと思います。

皆様のご都合を事務局で取りまとめさせていただきました結果、比較的多くの委員様の予定が 空いている日が2つの日にちのみでありましたため、この2日を第2回、第3回の開催予定日 として本日お知らせさせていただきたいと存じます。

まず、次回第2回ですが、来年平成26年に入りまして、1月20日(月)の午後、第3回につ

きましては、翌月2月24日(月)の午後に設定させていただきたいと考えております。なお、時間につきましては本日と同様の時間帯となるか思いますが、会場や議題等の詳細事項につきましては、後日改めて通知させていただきたいと考えております。なお、万が一、今年度中の開催がどちらか1回になりました場合につきましても、早急にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、最後になりますが、このたびの計画策定にあたりましては、かなりの幅広い内容を、非常にタイトなスケジュールでご審議いただくこととなってまいります。本日ご出席の各委員におかれましては、ご多忙の中での会議出席をお願いすることになりますが、事務局といたしましても資料の事前配布等に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

委員長:議事録公開の件と第2回目、第3回目の会議のスケジュールに関しての2点の説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

各委員:会議の時間は本日と同じですか。

事務局:会場が未定ですので、それに合わせて変わる可能性はありますが、基本的には本日と同じ時間 帯を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員長:本日の議題はすべて終了いたしました。各委員からご指摘、ご提案等がありましたので、私と 事務局で検討させていただきます。本日は皆様のご意見をうまくまとめることができませんで したが、非常に熱心なご審議、ありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いいたし ます。

(午後4時45分 閉会)